

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2020. 3. 12(木)
No. 255

市教組定期大会
が5月22日(金)
に変更になりま
した(2面に詳報)

感染拡大を防ぎ、子どもや家族・教職員の命と健康を守ることが最重要課題

市教組 緊急提言

新型コロナウイルスに
関わる

市独自の方針ベースに 学校現場の意見・とりくみ尊重を

市教委に緊急申し入れ

政府のあまりにも突然の全国一斉の休校要請により、私たちさいたま市の学校も混乱の状態です。対応にあたっています。

そのような状況でも、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、子どもや家族、教職員のいのちと健康を守ることが最重要課題です。

全国の多くの自治体は政府の要請をそのまま受けて、早々と春休みまでの休校、卒業式の実施も断念としてしまいました。しかしさいたま市では、一斉臨時休校期間を3月2日から3月13日までと期間を区切り、留守家庭の子どもたちを学校で受け入れるための措置を取りました。

政府のあまりにも突然の全国一斉の休校要請に見えない中で、休校は延長されそうな状況にもなっています(3/11現在)が、それでもなんと卒業式や修了式を実施できるように模索しています。とはいえ、学校教育や家庭・保護者の職場等に与える悪影響は決して少なくなく、最小限に留めることは重要な課題です。このことを踏まえ、市教組は、市教育委員会に緊急に申し入れを行いました。申し入れの要点は次の通りです。

防止と子どもの安全を守る立場に立ちながらも、国からの要請をそのまま受け入れるのではなく、さいたま市独自の方針をベースに、子どもの教育と安全に直接責任を負っている学校現場の意見やとりくみを尊重することというものです。(左参照)

日に日に新しい情報が出される新型コロナウイルス関連の事案です。この情宣が発行されたときには状況が大きく変化しているかもしれません。しかしながら、私たち現場の教職員が困難な状況でも、誇りを持って教育活動を営むことができるように、

- 1 国からの要請をそのまま受け入れるのではなく、さいたま市の感染の状況や対応方針をベースに、設置者である教育委員会や学校現場の意向を尊重すること
- 2 学期末テスト・卒業式・修了式等の実施にあたっては、子ども・保護者・教職員の意向を十分踏まえ、各学校の判断を尊重すること
- 3 臨時的任用教職員や非常勤講師については、臨時休校措置期間中も任用と給与を保障すること
- 4 臨時休校にともなう子どもの受け入れ先として困難な状況をかかえている「学童保育」を改善するために、人員確保についての財政支援を国に求めるとともに、市としても財政措置できるよう関係部署に求めること
- 5 臨時休校にともなう給食関係業者、生産者等の支援について、新型コロナウイルス感染症の収束後のことも考え、国に財政支援を求めるとともに、市としても財政措置できるよう関係部署にはたらきかけること
- 6 今後の臨時休校の継続、学校再開にあたっては、国からの判断だけに左右されることなく、さいたま市の感染症の状況、専門家の意見、現場教職員の意見に耳を傾けた上で、学校の判断も尊重しながら、十分な準備ができるよう、早めに連絡すること
- 7 教職員の働き方について、とりわけ、低学年の児童をもつ教職員については、時差出勤や短時間勤務、家庭での業務遂行(テレワーク)など、柔軟な働き方ができるように措置を講ずること
- 8 児童をもつ教職員が小学校等への送迎のための時間を職専免とするだけでなく、体調不良による休暇も職専免とすること
- 9 授業時数が標準時数を下回ったとしても「下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとはならない(文科省)」ことから、学校再開後の教育課程を圧迫するような措置を一律に課すようなことはしないこと
- 10 多くの在宅児童の心のケアを図るとともに、保護者の様々な不安を解消するために、専門家の常駐を基本とした相談窓口を市教育委員会内に設置すること

